

あなたの職場では、キチンと教育されていますか?? 落とし物拾得に関わるルールや規則

昨年5月23日に戸塚駅で発生した「列車進来直前に線路内落とし物拾得を行った事象」を受け、会社は新たに通達文書の発出や規程類の改訂を行いました。しかし営業職場で働く多くの仲間からは「管理者から規則が変わった」とは言われたが、詳しい説明は受けていない」「そもそも通達文書を見たことがない」等の声が多く挙げられています。ここでは通達文書や触車防止手引等を一部抜粋し、現行制度における問題点や課題をご紹介します。

※ここで紹介されているものはマジックハンドを使用した落とし物拾得作業に関する内容です。紙面の都合上規則や規程類の文言は要約しています。実際に作業を行う際は、事前に通達文書や関係する規程類を確認して下さい。

落とし物拾得作業発生（原則抑止で行う）

①抑止して作業できないとき



駅列車見張員等(以下、見張員等)を必ず配置して作業する。但し一定の見通し距離を確保できる時に限る。具体的な取扱いについては次の9点。

- ①見張員等は、ATOS等活用し、運行状況等を把握する。
- ②見張員等と作業員は、**作業前に定められた内容について打ち合わせを行う。**
- ③見張員等は、作業員に作業開始を指示する前に、列車等の接近が無いことを確認する。
- ④見張員等は、作業中は見張業務に専念する。
- ⑤見張員等は、列車の接近を把握し、作業員に対して作業可否や作業中止の指示を行う。
- ⑥作業員は、見張員等の指示を受け、落とし物を拾得する。
- ⑦見張員等は、列車等が進来してきたときは、作業員に退避合図を行う。
- ⑧見張員等は、事故発生のおそれがある場合には速やかに停止手配をとる。
- ⑨拾得作業実施の際、お客さまに安全な場所でお待ちいただくようご案内する。

②抑止して作業を行うとき



①支障する線区を確認し、当該線の抑止手配を行う。基本は当該線のみだが、必要により隣接線の抑止手配も行う。抑止が完了したのちに落とし物拾得を行う。

②線路に近づく際には、列車が進来していないことを指差称呼し確認する。

上図の通り、見張をつけて作業を行う場合はそれぞれの役割や打ち合わせの内容などが事細かに定められています。一方、抑止して作業を行う場合については①抑止手配を行い、抑止完了後に作業を行うこと、②指差称呼を行うことのみが定められています。項目数に大きな違いがあるのは、抑止して落とし物拾得作業を行う場合は、線区や駅によって1人で行う箇所と2人で行う箇所が混在しているため、明確な役割分担を指定したりすることができないことが大きな理由です。

会社は横地申6号交渉の中で「線路内落とし物確認中に気笛吹鳴を受けた事象」について列車見張り員と作業員との打ち合わせ不足が原因としています。ところが横浜駅での取り扱いについて会社は「触車事故防止手引きの(2)に当てはまる」と回答しました(上図の②)。**抑止して作業を行う場合については、そもそも事前の打ち合わせを行うことは定められていません。**このことを会社に指摘すると「マジックハンドに限らず、作業着手前には**打ち合わせしましょう**というのはいつも言われている話」「**鉄道員として、社員として教育されている**」と、事前に打ち合わせをするのは当然だという姿勢です。打ち合わせをするのが当然なら、なぜ見張りをつける場合についてのみ「打ち合わせをすること」と明記されているのでしょうか。**定められてもいないことを「やって当たり前ではないか」という姿勢は責任追及そのものであり、これで安全や安心が保たれるとは到底言えません。**(地本情報第95・107号も合わせてご覧ください)



安全な職場づくりのために、東労組へ結集しよう!!